

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
市街地環境の整備、都市機能更新、高度化の推進（計画値）	400ha程度	—	300ha程度	340ha程度 （平成26年度からの累計値として350ha程度）	350ha程度 （平成26年度からの累計値として400ha程度）	370ha程度 （平成26年度からの累計値として460ha程度）	340ha程度 （平成26年度からの累計値として480ha程度）	予算額（百万円）	1,618,601	99,190	108,053	114,042	122,906
市街地環境の整備、都市機能更新、高度化の推進（実績値）	—	—	320ha	363ha	413ha	377ha	351ha	決算額（百万円）	1,507,038	134,121	53,496	61,106	190,848
達成率	—	—	107%	107%	118%	102%	103%	経常費用（百万円）	85,389	41,987	62,569	42,646	153,725
事業等実施地区数（計画値）	100地区程度	—	77地区程度	71地区程度	71地区程度	72地区程度	81地区程度	経常利益（百万円）	56,866	60,525	15,899	20,754	11,641
事業等実施地区数（実績値）	—	—	70地区	73地区	76地区	76地区	87地区	行政サービス実施コスト（百万円）	—	▲53,525	▲109	▲10,976	▲11,406
達成率	—	—	91%	103%	107%	106%	107%	従事人員数（人）	544	556	566	601	693
敷地供給面積（計画値）	40ha程度	—	10ha程度	5ha程度	4.4ha程度	4.4ha程度	8.4ha程度						
敷地供給面積（実績値）	—	—	17ha	5.3ha	5.2ha	4.4ha	8.4ha						
達成率	—	—	170%	106%	118%	100%	100%						
関連公共施設地区数（計画値）	8地区程度	—	4地区程度	6地区程度	4地区程度	3地区程度	5地区程度						
関連公共施設地区数（実績値）	—	—	6地区	5地区	4地区	3地区	4地区						
達成率	—	—	150%	83%	100%	100%	80%						

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成26年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による 評価
					業務実績	自己評価	
	<p>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>国際競争力強化のための都市部の社会基盤整備、都市拠点の更新及び再構築、地方都市等のコンパクトシティの実現、都市の防災力の向上及び防災上危険な密集市街地の整備改善、都市開発の海外展開等の課題については、大規模で長期間を要することや、権利関係が複雑し調整が難しいなど、地方公共団体や民間事業者のみでは対応することが困難な状況にある。</p> <p>このため、次に掲げる政策の実現に向け、大都市・地方都市を通じて、民間事業者が行う都市再生事業の支援、地方公共団体のまちづくり支援・補完を行い、都市再生の実現を図るとともに、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図ること。</p> <p>事業の実施に当たっては、地方公共団体、民間事業者との適切な役割分担を図るとともに、民間との連携手法を多様化することにより、民間支援を強化すること。併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図ること。</p>	<p>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>我が国の都市の現状を俯瞰すると、大都市においては、都市としての魅力や国際競争力を高めていくため、社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換が必要である。</p> <p>また、地方都市等においては、地域の活性化を図るため、一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築等を推進することが必要である。</p> <p>さらに、災害時に大きな被害が想定される密集市街地等においては、国民が安全に安心して暮らせるよう、地域の防災性を高めるまちづくりを加速する必要がある。</p> <p>これらの都市再生の推進に当たっては、多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得や公共施設整備等に関する民間事業者の負担能力を超えたりリスク、まちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等の不足等が隘路となっている。</p> <p>このため、基本構想の立案、事業計画の策定や関係者間の調整、事業化リスクの低減等の機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業の実施により、次に掲げる都市再生の推進を図る。</p>	<p>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地環境の整備や都市機能更新・高度化を推進する区域(340ha程度)</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等実施地区数 81地区程度</li> <li>・敷地供給面積 8.4ha程度</li> <li>・関連公共施設地区数 5地区程度</li> </ul>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地環境の整備や都市機能更新・高度化を推進する区域(351ha)</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等実施地区数 87地区</li> <li>・敷地供給面積 8.4ha</li> <li>・関連公共施設地区数 4地区</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：－</p>	<p>評定</p>

	<p>事業の実施に当たっては、地方公共団体、民間事業者との適切な役割分担を図るとともに、民間との連携手法を多様化することにより、民間支援を強化する。併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p> <p>また、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。</p>					
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
	(1) 都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進 (2) 社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第1号から第5号まで及び第9号並びに附則第12条第1項第6号等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
市街地環境の整備、 都市機能更新、 高度化の推進 (計画値)	400ha 程度	—	300ha 程度	340ha 程度 (平成26年 度からの累計 値として 350ha 程度)	350ha 程度 (平成26年 度からの累計 値として 400ha 程度)	370ha 程度 (平成26年 度からの累計 値として 460ha 程度)	340ha 程度 (平成26年 度からの累計 値として 480ha 程度)	予算額（百万円）	1,618,601	99,190	108,053	114,042	122,906
市街地環境の整備、 都市機能更新、 高度化の推進 (実績値)	—	—	320ha	363ha	413ha	377ha	351ha	決算額（百万円）	1,507,038	134,121	53,496	61,106	190,848
達成率	—	—	107%	107%	118%	102%	103%	経常費用（百万円）	85,389	41,987	62,569	42,646	153,725
事業等実施地区数 (計画値)	100地区程 度	—	77地区 程度	71地区 程度	71地区 程度	72地区 程度	81地区 程度	経常利益（百万円）	56,866	60,525	15,899	20,754	11,641
事業等実施地区数 (実績値)	—	—	70地区	73地区	76地区	76地区	87地区	行政サービス実施 コスト（百万円）	—	▲53,525	▲109	▲10,976	▲11,406
達成率	—	—	91%	103%	107%	106%	107%	従事人員数（人）	544	556	566	601	693
敷地供給面積 (計画値)	40ha 程度	—	10ha 程度	5ha 程度	4.4ha 程度	4.4ha 程度	8.4ha 程度						
敷地供給面積 (実績値)	—	—	17ha	5.3ha	5.2ha	4.4ha	8.4ha						
達成率	—	—	170%	106%	118%	100%	100%						
関連公共施設地区数 (計画値)	8地区 程度	—	4地区 程度	6地区 程度	4地区 程度	3地区 程度	5地区 程度						
関連公共施設地区数 (実績値)	—	—	6地区	5地区	4地区	3地区	4地区						
達成率	—	—	150%	83%	100%	100%	80%						

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。平成26年度 ①予算額、決算額:勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益:各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。  
平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度 ①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(1) 都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進</b></p> <p>都市の国際競争力強化に資する国家的プロジェクトに積極的に関与し、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、都市再生の実現に向けた取組を行うこと。</p>	<p><b>(1) 都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進</b></p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応するため、国際都市に向けた環境整備、防災力の向上、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策等、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な国家的プロジェクトに積極的に関与し、民間事業者との多様な連携により、その実現に向けた事業等を実施する。</p>	<p><b>(1) 都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進</b></p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応するため、国際都市に向けた環境整備、防災力の向上、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策等、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な国家的プロジェクトに積極的に関与し、民間事業者との多様な連携により、その実現に向けた事業等を実施する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地環境の整備や都市機能更新・高度化を推進する区域 (340ha 程度)</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業等実施地区数 81 地区程度</li> <li>敷地供給面積 8.4ha 程度</li> <li>関連公共施設地区数 5 地区程度</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市の国際競争力強化のため、国家的プロジェクトに積極的に関与し、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、都市再生の実現に向けた取組を行っているか。</li> <li>都市機能の高度化を図り、社会経済情勢変化に対応した都市構造への転換を図るための取組を行っているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地環境の整備や都市機能更新・高度化を推進する区域 (351ha)</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業等実施地区数 87 地区</li> <li>敷地供給面積 8.4ha</li> <li>関連公共施設地区数 4 地区</li> </ul> <p>国際競争力の強化に資する都市再生事業については、19 地区で事業を実施するとともに、18 地区でコーディネートを実施した。</p> <p>「うめきた2期地区(大阪府大阪市北区)」においては、民間事業者提案をふまえた都市公園区域の変更調整を行い、平成31年3月1日に都市公園の都市計画決定が告示された。また、開発事業者との具体の設計協議をスタートさせた。一方、土地区画整理事業における基盤整備を進め、地下埋設物の移設や、補償対象物件の解体工事に着手する等、輻輳する鉄道地下化・新駅設置事業とも連携を図りながら工事を進めた。</p> <p>「虎ノ門二丁目地区(東京都港区)」においては、代表施行者として地権者の意向を調整しながら、機構が施行者になる地区として初めて特定業務代行及び床取得者を合わせて公募することで、民間事業者の商品企画ノウハウを活用しつつ、円滑な事業推進と競争力の高い床の整備の実現性を高めることができた。</p> <p>また、社会経済情勢の変化に対応した都市構造の転換についても、「九大箱崎南地区(福岡県福岡市東</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>都市再生事業については、目標値を上回る351haにおいて、市街地環境の整備、都市機能更新・高度化を推進した。</p> <p>このうち、国際競争力強化に資する事業については、19地区において事業を実施するとともに、18地区でコーディネートを実施するなど、着実に推進した。</p>	<p>評定</p>
<p><b>(2) 社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換</b></p> <p>既成市街地における拠点機能の整備や低未利用地の土地利用転換等による都市機能の高度化を図り、社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換を図るための取組を行うこと。</p>	<p><b>(2) 社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換</b></p> <p>大都市等においては、老朽化した社会資本の更新、交通インフラの整備、超高齢社会への対応、都市機能の集約等の課題を抱えている。これらの課題に対処し、社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換を図るため、都心ターミナル駅や業務機能等が集積した拠点機能の更新・高度化、土地利用転換等による地域拠点の形成、超高齢社会に対応した住宅・まちづくりなど住環境の向上及び広域インフラ整備に連携した市街地整備等の事業等を実施する。</p>	<p><b>(2) 社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換</b></p> <p>大都市等においては、老朽化した社会資本の更新、交通インフラの整備、超高齢社会への対応、都市機能の集約等の課題を抱えている。これらの課題に対処し、社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換を図るため、都心ターミナル駅や業務機能等が集積した拠点機能の更新・高度化、土地利用転換等による地域拠点の形成、超高齢社会に対応した住宅・まちづくりなど住環境の向上及び広域インフラ整備に連携した市街地整備等の事業等を実施する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市の国際競争力強化のため、国家的プロジェクトに積極的に関与し、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、都市再生の実現に向けた取組を行っているか。</li> <li>都市機能の高度化を図り、社会経済情勢変化に対応した都市構造への転換を図るための取組を行っているか。</li> </ul>	<p>国際競争力の強化に資する都市再生事業については、19 地区で事業を実施するとともに、18 地区でコーディネートを実施した。</p> <p>「うめきた2期地区(大阪府大阪市北区)」においては、国際競争力を備えた『「みどり」と「イノベーション」の融合拠点』の実現をめざし、土地区画整理事業を推進し、平成30年7月、建築物の整備を行うとともに、都市公園の整備計画案を提案し、公園を管理運営する組織を設置する民間事業者を公募により決定した。</p> <p>「大手町二丁目地区(東京都千代田区)」においては、国内最高水準の通信環境の整備による国際的なビジネスセンターの機能強化や大手町地区の業務継続能力の向上、うるおいのある快適な都市基盤の創出を目指し、民間事業者と共同で市街地再開発事業を推進し、平成30年8月、施設建築物の竣工に至った。</p> <p>「虎ノ門二丁目地区(東京都港区)」においては、虎の門病院を含む街区を一体的段階的に整備することにより、病院機能を停止することなく施設の更新を</p>	<p>「うめきた2期地区(大阪府大阪市北区)」においては、民間事業者提案をふまえた都市公園区域の変更調整を行い、平成31年3月1日に都市公園の都市計画決定が告示された。また、開発事業者との具体の設計協議をスタートさせた。一方、土地区画整理事業における基盤整備を進め、地下埋設物の移設や、補償対象物件の解体工事に着手する等、輻輳する鉄道地下化・新駅設置事業とも連携を図りながら工事を進めた。</p> <p>「虎ノ門二丁目地区(東京都港区)」においては、代表施行者として地権者の意向を調整しながら、機構が施行者になる地区として初めて特定業務代行及び床取得者を合わせて公募することで、民間事業者の商品企画ノウハウを活用しつつ、円滑な事業推進と競争力の高い床の整備の実現性を高めることができた。</p> <p>また、社会経済情勢の変化に対応した都市構造の転換についても、「九大箱崎南地区(福岡県福岡市東</p>	

				<p>図るとともに、オリンピック病院の整備等による国際水準の医療サービスの提供や外国人ビジネスマン等への業務・生活支援機能の整備等に向けて、民間事業者と共同で市街地再開発事業を推進し、平成 31 年 4 月、病院棟の竣工に至った。また、業務棟の建設工事及び基盤整備工事に当たって、民間事業者のノウハウ及び技術力を最大限に活用することを目的に、建設工事等の受注及び保留床の取得を行う特定業務代行者を募集し、平成 31 年 3 月、事業者を決定した。</p> <p>「池袋駅周辺地区（東京都豊島区）」においては、国際アート・カルチャー都市構想の実現を目指し、国際競争拠点に相応しい多様な都市機能を集積しつつ、歩行者優先の安全で快適な都市空間を創出するべく、池袋駅の機能更新と連携した、駅前広場等の公共施設再編・拡充及び駅周辺民間再開発等の一体的な実施に向けたコーディネートを実施した。</p> <p>社会経済情勢の変化に対応した都市構造転換については、38 地区で事業を実施するとともに、76 地区でコーディネートを実施した。</p> <p>具体の事例は以下のとおり。</p> <p>「九大箱崎南地区（福岡県福岡市東区）」においては、大学跡地及びその周辺の一体的なまちづくりと早期の土地利用転換の推進を目指し、九州大学及び福岡市と連携・協力して、平成 30 年 7 月に「九州大学箱崎キャンパス跡地グラウンドデザイン」を取りまとめた。また、基盤整備に係る協議・設計等を推進し、関連公共施設として機構が直接施行を行う都市計画道路について、平成 30 年 8 月に工事開始公告を行った。</p> <p>「枚方市駅周辺地区（大阪府枚方市）」においては、行政施設用地の有効活用等による居住・商業・業務・行政機能など</p>	<p>区)」等 38 地区で事業を実施するとともに、76 地区でコーディネートを実施するなど、着実に取り組んだ。</p> <p>これらの事業及びコーディネートは、関係権利者との調整や大規模な基盤調整を伴い、民間事業者のみでは実施が困難なことから、機構の中立性、公平性及びノウハウを活用し、着実に推進した。</p> <p>関連公共施設の整備については、導入を検討したものの地方公共団体自らが整備を行うこととなったケース等があり、年度計画 5 地区程度に対し、4 地区の実施となったが、事業実施に伴う公共施設整備は適切に実施された。</p> <p>これらを踏まえ、B 評価とする。</p>	
--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

				の都市機能の更新、強化及び賑わいとゆとりのある空間の形成や交通環境の改善に向けたコーディネートを実施した。		
--	--	--	--	-------------------------------------------------------	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第1号から第5号まで及び第9号並びに附則第12条第1項第6号等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）（再掲）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
事業等実施地区数うち地方（計画値）	10地区 程度	—	5地区 程度	4地区 程度	3地区 程度	3地区 程度	6地区 程度	予算額（百万円）	1,618,601	99,190	108,053	114,042	122,906
事業等実施地区数うち地方（実績値）	—	—	5地区	3地区	4地区	4地区	6地区	決算額（百万円）	1,507,038	134,121	53,496	61,106	190,848
達成率	—	—	100%	75%	133%	133%	100%	経常費用（百万円）	85,389	41,987	62,569	42,646	153,725
								経常利益（百万円）	56,866	60,525	15,899	20,754	11,641
								行政サービス実施コスト（百万円）	—	▲53,525	▲109	▲10,976	▲11,406
								従事人員数（人）	544	556	566	601	693

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成26年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(3) 地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化</b></p> <p>地方都市や大都市圏の近郊都市において、集約すべきエリアへの都市機能・居住の誘導などコンパクトシティ実現に向けた都市構造の再構築等を推進し、各地域の特性を踏まえた地域の活性化を図る取組を行うこと。</p>	<p><b>(3) 地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化</b></p> <p>地方都市や大都市圏の近郊都市において、コンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進することが政策課題となっている。このため、地方公共団体等と連携しつつ、都市機能・居住の立地適正化に関する計画等の策定、集約すべきエリアへの都市機能・居住の誘導、老朽建物・低未利用地の再編・再整備及び中心市街地の活性化等の支援並びにコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）やPFIの活用等における民間事業者との連携等のノウハウの提供を行い、各地域の特性を踏まえた地域活性化を図る。</p>	<p><b>(3) 地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化</b></p> <p>地方都市や大都市圏の近郊都市における、コンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築といった政策課題に対し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）も踏まえ、地方都市におけるまちづくりのニーズを把握する体制を強化するとともに、地方公共団体、まちづくり活動の担い手等と連携しつつ、都市機能・居住の立地適正化に関する計画等の策定、集約すべきエリアへの都市機能・居住の誘導、老朽建物・低未利用地の再編・再整備及び中心市街地の活性化、地方再生コンパクトシティ等の支援並びにコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）やPFIの活用等における民間事業者との連携等のノウハウの提供を行い、各地域の特性を踏まえた地域活性化を図る。</p>	<p>（※I-1の指標に加え以下を評価）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等実施地区数</li> <li>地方都市6地区程度</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の特性を踏まえた地域の活性化を図る取組が着実に実施されているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>（※I-1の指標に加え以下を評価）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区数</li> <li>地方都市6地区</li> </ul> <p>地方都市においては、6地区で事業を実施するとともに、53地区でコーディネートを実施した。</p> <p>具体の事例は以下のとおり。</p> <p>「福山市伏見町2・3番地区（広島県福山市）」においては、市街地再開発事業組成が頓挫したエリアにおいて、老朽化した建物の機能更新や駐車場等低未利用地の再編・再整備に向けたコーディネートを実施するとともに、市が目指す福山駅前再生ビジョンの将来像実現に向け、土地を取得し事業に着手した。</p> <p>長岡市に対して過年度から継続している人的支援（職員派遣）により、市の中心市街地に係る施策の実現に向けた支援を実施すると共に、「長岡市大手通坂之上町地区（新潟県長岡市）」においては、市が進めるまちなか型公共サービスに資する新たな地域拠点の整備を目指し、地権者及び市の意向を踏まえた市街地再開発事業を実現するため、平成31年3月、機構が施行者となり、市街地再開発事業の事業認可を得た。事業を推進するに当たり、一部の街区について、民間事業者のノウハウを活かした施設計画及び整備を行うため、特定事業参加者制度及び特定建築者制度を導入することとし、平成30年5月、特定事業参加者の募集を行い、事業者を決定した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>都市再生事業については、目標値を上回る351haにおいて、市街地環境の整備、都市機能更新・高度化を推進した。</p> <p>このうち、地方都市においては、6地区においてコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進するとともに、53地区でコーディネートを実施し、各地域の特性を踏まえた地域の活性化を着実に推進した。</p> <p>「福山市伏見町2・3番地区（広島県福山市）」においては、市街地再開発事業組成が頓挫したエリアにおいて、関係権利者の意向が錯綜していた状況の中、段階的なエリア更新を目指す、駅前再生ビジョンを共有する関係権利者との合意形成に努め、土地取得に至った。</p> <p>「長岡市大手通坂之上町地区（新潟県長岡市）」においては、平成30年7月の都市計画決定から短期間のスケジュールのなか、属性の異なる権利者の合意形成の推進、廃道等に関する公共施設管理者協議の実施及び市・地権者・特定事業参加予定者との協議により施設計画を決定し、平成31年3月事業認可に至った。</p> <p>また、長野県と協定を締結し、県が目指すまちづくりの支援を開始した。「信州地域デザインセンター」の設置に向け、URのノウハウ等を活かし、県が開催した計4回の検討委員会等を通じて、アドバイス、提案等を行ったり、県と連携し、市町村に</p>	<p>評定</p>

				<p>県内の市町村のまちづくりを支援するための組織を立ち上げたいという意向を持つ長野県から要望を受け、平成30年5月、県と「まちづくり支援に係る包括連携協定」を締結。「信州地域デザインセンター」設置に向け、県の支援を行うと共に、県と連携し、市町村のまちづくりに関する相談に対応する等、県が目指すまちづくりに関する支援等のコーディネートを開始した。</p> <p>国土交通省及び内閣府による「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市（32都市）のうち、機構によるコーディネート希望した13都市について、都市機能の集約化と官民連携によるまちづくりに向けたコーディネートを実施した。「むつ市中心市街地地区（青森県むつ市）」においては、市庁内8部署及び機構による集中検討会を実施し、地域の特性や現状の課題を踏まえた将来のまちづくりビジョンを市庁内横断的に共有するとともに、関係部署の連携を図り、今後のまちづくり活動の具体化を促進した。また、地方再生パートナー制度により、4都市と、地方公共団体が抱えるまちづくり上の課題等について意見交換等を行った。</p>	<p>対するまちづくり支援として、10都市に対し幅広い支援を行った。特定の都市を定めず、都道府県が行う市町村のまちづくり支援に関する包括協定の締結は、機構において初の事例である。</p> <p>国土交通省及び内閣府による「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市（32都市）のうち、13都市について、都市機能の集約化と官民連携によるまちづくりに向けたコーディネートを推進した。</p> <p>「むつ市中心市街地地区（青森県むつ市）」では、集中検討会開催による横断的取組を実施することで、市が行うコンパクトシティの施策がより一層の効果を発現できるよう支援した。</p> <p>その他12都市においても、各市町村の取組やニーズに応じ、多様な支援を実施すると共に、地方再生パートナー制度でも4都市においてアドバイザー等を通じた支援を実施した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	
--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1項第1号から第5号まで及び第9号並びに附則第12条第1項第6号等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）（再掲）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
事業等実施地区数 （うち密集） （計画値）	10地区 程度	—	10地区 程度	10地区 程度	10地区 程度*2	14地区 程度	14地区 程度	予算額（百万円）	1,618,601	99,190	108,053	114,042	122,906
事業等実施地区数 （うち密集） （実績値）	—	—	12地区	10地区	13地区*2	14地区	16地区	決算額（百万円）	1,507,038	134,121	53,496	61,106	190,848
達成率	—	—	120%	100%	118%*2	100%	114%	経常費用（百万円）	85,389	41,987	62,569	42,646	153,725
都市公園等整備に よる効果 （計画値）	約10万人 の避難地	—	約1.5万人の 避難地*1	約1.5万人 の避難地	約1.3万人 の避難地	約2.1万人 の避難地	約0.4万人 の避難地	経常利益（百万円）	56,866	60,525	15,899	20,754	11,641
都市公園等整備に よる効果 （実績値）	—	—	約4.5万人 の避難地*1	約1.9万人 の避難地	約1.3万人 の避難地	約2.8万人 の避難地	約1.1万人 の避難地	行政サービス実施コスト （百万円）	—	▲53,525	▲109	▲10,976	▲11,406
達成率	—	—	300%*1	127%	100%	133%	275%	従事人員数（人）	544	556	566	601	693

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成26年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

\*1 年度計画値は0.4万人であるが、千葉市蘇我臨海地区（1.1万人の避難地）については、地方自治体からの要望により供用時期をH25年度からH26年度に変更したため。計画値としては1.1万人を加算した1.5万人として評価する。

\*2 年度計画値は10地区程度であるが、事業実施を想定できた1地区を加えて、11地区として自己評価する。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(4)防災性向上による安全・安心なまちづくり</b></p> <p>大都市地域を中心として広汎に存在する防災上危険な密集市街地の解消をはじめ、災害に強い都市を実現するための取組を行うこと。</p>	<p><b>(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり</b></p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、インフラ整備や老朽化したマンション等の建物の更新など都市の防災性の向上と減災を図るための支援を行う。</p> <p><b>① 密集市街地の整備改善のための総合的な取組</b></p> <p>まちづくり協議会の立上げ・運営への支援、事業計画や地区計画等の計画策定への支援など、地域の防災性を高め、生活環境の改善等を図るためのプロセスを着実に進めるコーディネートを実施する。</p> <p>その上で、地方公共団体等との適切な役割分担の下、避難路・延焼遮断帯として機能する都市計画道路や主要生活道路及びこれと一体的な沿道市街地の整備、防災街区整備事業、土地取得・交換分合等を通じた老朽木造建築物の除却、更新による不燃化促進等に取り組む。また、これらに伴い必要となる従前居住者のための賃貸住宅整備事業等を行うなど、居住者の居住の安定にも配慮しながら、生活環境の改善等や周辺市街地も含めた防災効果の向上等、幅広い視野による密集市街地の整備改善のための総合的な取組を推進する。</p> <p><b>② 都市の防災機能の強化</b></p> <p>緊急輸送道路の沿道等における耐震化や津波防災拠点整備の支援、市街地の整備改善と併せた防災公園の整</p>	<p><b>(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり</b></p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、インフラ整備や老朽化したマンション等の建物の更新など都市の防災性の向上と減災を図るための支援を行う。また、地震・津波等の大規模災害に備え地方公共団体を支援する体制を強化する。</p> <p><b>① 密集市街地の整備改善のための総合的な取組</b></p> <p>まちづくり協議会の立上げ・運営への支援、事業計画や地区計画等の計画策定への支援など、地域の防災性を高め、生活環境の改善等を図るためのプロセスを着実に進めるコーディネートを実施する。</p> <p>その上で、地方公共団体等との適切な役割分担の下、避難路・延焼遮断帯として機能する都市計画道路や主要生活道路及びこれと一体的な沿道市街地の整備、防災街区整備事業、土地取得・交換分合等を通じた老朽木造建築物の除却、更新による不燃化促進等に取り組む。また、これらに伴い必要となる従前居住者のための賃貸住宅整備事業等を行うなど、居住者の居住の安定にも配慮しながら、生活環境の改善等や周辺市街地も含めた防災効果の向上等、幅広い視野による密集市街地の整備改善のための総合的な取組を推進する。</p> <p><b>② 都市の防災機能の強化</b></p> <p>緊急輸送道路の沿道等における耐</p>	<p>(※ I-1 の指標に加え以下を評価)</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等実施地区数</li> <li>密集 14 地区程度</li> <li>・都市公園等整備による効果</li> <li>約 0.4 万人の避難地</li> </ul> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密集市街地の整備改善のための取組を実施しているか。</li> <li>・防災公園の整備等、防災機能の強化に資する事業等を実施しているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(※ I-1 の指標に加え以下を評価)</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区数：</li> <li>密集 16 地区</li> <li>・都市公園等整備による効果</li> <li>約 1.1 万人の避難地</li> </ul> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、41 地区で事業を実施するとともに、36 地区でコーディネートを実施した。</p> <p>密集市街地の整備改善については、16 地区において事業を推進した。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、都営アパート跡地における土地区画整理事業が完了し、整備した敷地において、従前居住者用賃貸住宅の建設に着工するとともに、一部敷地を代替地として提供することで、区の避難道路整備の促進に寄与した。また、老朽化した接道不良建物が集まる街区において、共同化等の検討や権利者出席の勉強会の運営等のコーディネートを実施した。</p> <p>「兵庫北部地区（兵庫県神戸市兵庫区）」においては、神戸市が推進する防災まちづくりを支援するため、市が拡幅予定の都市計画道路沿道の整備方針検討や従前居住者用賃貸住宅の検討等、防災性向上に資するコーディネートを推進した。</p> <p>都市公園等の整備による効果については、「さいたま市北袋町一丁目地</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>都市再生事業については、目標数値を上回る 351ha において、市街地環境の整備、都市機能更新・高度化を推進した。</p> <p>このうち、密集市街地の整備改善については、16 地区で事業を実施した。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、機構が中野区から受託する避難道路整備に係る権利者調整において、道路事業で買収できない道路残地の取得や代替地提供など多様な支援メニューを活用しながら、平成 30 年度は 4 件の権利者合意、4 画地の代替地譲渡を実施し、区の密集事業の促進に寄与した。</p> <p>都営アパート跡地においては、地中障害物により造成工事が遅延したが、工程調整等の工夫により、権利者の移転スケジュールに影響を与えず、代替地の譲渡および従前居住者用賃貸住宅の着工（平成 30 年 10 月）を行った。</p> <p>また、区や大学と協働して作成した街並み形成に係るパンフレットを代替地で生活再建する権利者に配布し、密集市街地における景観形成に寄与した。</p> <p>「兵庫北部地区（兵庫県神戸市兵庫区）」においては、神戸市が取組む防災まちづくりを支援するため、都市計画道路沿道での土地取得や地区に点在する未利用地の活用等についての役割分担等について、市と協定を締結した（平成 31 年 3 月）。</p>	<p>評定</p>

	<p>備及び地方公共団体からの委託に基づく都市公園の整備等、防災機能の強化に資する事業等を実施する。</p> <p><b>③ 災害復興への取組</b></p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等の要請があった場合は、復興に係るコーディネート等支援に積極的に取り組む。</p>	<p>震化や津波防災拠点整備の支援、市街地の整備改善と併せた防災公園の整備及び地方公共団体からの委託に基づく都市公園の整備等、防災機能の強化に資する事業等を実施する。</p> <p><b>③ 災害復興への取組</b></p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、既に要請のあった地方公共団体における支援を含め国等の要請に基づき、復興に係る支援に積極的に取り組む。</p> <p>平成 28 年熊本地震の被災 4 市町において、災害公営住宅整備の支援を着実に実施する。</p>		<p>区（埼玉県さいたま市大宮区）」等において、着実に事業を進め、約 1.1 万人の避難地を確保した。</p> <p>災害により、被災した地方公共団体の要請等を受け、復興まちづくりの推進に向けた支援を着実に推進した。</p> <p>具体の事例は以下のとおり。</p> <p>平成 28 年熊本地震の被災地においては、災害公営住宅の整備に係る基本協定を締結した 4 市町において、災害公営住宅の円滑な整備を支援し、順次、災害公営住宅の建設に着工するとともに、平成 31 年 2 月、「宇城市豊野町響原地区（熊本県宇城市）」において、機構による整備では熊本県内完成第 1 号となる災害公営住宅（10 棟 20 戸）及び集会所が完成した。益城町においては、平成 30 年 4 月、震災復興土地地区画整理事業の施行者である熊本県と協定を締結し、平成 30 年 6 月からは、職員 2 名を県の復興事務所に派遣し、人的支援を開始するとともに、土地地区画整理事業の円滑な推進に向けた技術的な助言や提案等を行った。</p> <p>台風 10 号により被災した岩手県岩泉町においては、職員を派遣し人的支援を継続するとともに、復興まちづくりの推進に向けた支援を実施したほか、町の災害復旧工事に係る発注者支援 CM の円滑な業務遂行のための技術的助言を行った。</p> <p>糸魚川市駅北大火の復興まちづくり支援に当たっては、職員を派遣し人的支援を継続するとともに、中心市街地の賑わいの再生を支援すると共に、被災エリア外の木造住宅密集地域における防災まちづくりの支援や市施行の土地地区画整理事業の技術</p>	<p>都市公園等整備による効果については、年度当初に計画したとおり、着実に事業を推進し、約 1.1 万人の避難地を確保した。避難地機能の早期発現のため、「さいたま市北袋町一丁目地区（埼玉県さいたま市大宮区）」においては、年度末の引渡し予定を同市との協議調整により約 5 か月早めた。平成 30 年 11 月には「2018 ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」が当該防災公園を含むエリアで開催され、まちのにぎわいづくりに活用されている。なお、計画値と実績値の差 0.7 万人については、「高槻市八丁畷地区（大阪府高槻市）」において、公園管理者が供用開始時期を早めたことによるもの。</p> <p>熊本地震の被災 4 市町においては、現地に支援事務所を開設して業務を本格化し、建設目途が立っていなかった宇城市災害公営住宅（27 戸）について、平成 30 年度に新規に要請を受領し、着工した。また、過年度から着手している 11 地区についても、発注方法の工夫等により災害公営住宅の建設に順次着工し、早期竣工に向けた見通しを立て、平成 31 年 2 月、「宇城市豊野町響原地区」において、機構による整備では、熊本県内完成第 1 号となる災害公営住宅及び集会所の完成に至った。益城町においては、震災復興土地地区画整理事業の施行者である熊本県と、協定を締結し、技術的な支援を行うとともに、平成 30 年 6 月には、県の益城復興事務所に職員を派遣し、人的支援も開始した。土地地区画整理事業では、必要な事業計画決定や仮換地指定に向けた技術的支援を実施し、平成 30 年 10 月に事業計画認可が行</p>	
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

				<p>支援等を実施。土地区画整理事業については、平成 30 年 6 月末までに、5 地区全てが換地処分を迎えた。</p> <p>また平成 30 年 7 月豪雨においては応急仮設住宅建設支援要員や機構として初となるリエゾン要員として、平成 30 年北海道胆振東部地震においては宅地の技術的支援要員として、国からの要請に基づき、延べ 191 人の職員を支援要員として派遣した。</p> <p>平成 30 年度には、今後の大規模災害へに備え、災害対応を専門とする訓令組織を設置し、外部との窓口の一元化、地方公共団体等へ災害対応に係るノウハウの提供を 3 回、啓発活動を 9 回実施した。</p>	<p>われた。</p> <p>岩手県岩泉町においては、技術的助言を通じて、効率的な発注単位の提案や、各種手続期間やインフラ事業者との調整方法等を踏まえた災害公営住宅等の宅地整備に向けた検証を行い、実効性の高い復旧・復興まちづくりの推進に寄与した。また、応援職員を含む町の体制が不十分な中、職員を派遣し、庁内検討が円滑に行える環境を確保した。</p> <p>糸魚川市駅北大火の復興まちづくり支援にあたっては、過年度から継続して職員を派遣すると共に、土地区画整理事業に係る技術支援等を実施し、平成 30 年 6 月末までに、5 地区の土地区画整理事業全てが換地処分を迎えるなど、復興の一助となった。また、職員派遣を通じ、中心市街地の賑わい再生の拠点となる賑わい創出広場の事業化への取組や被災エリア外の木造住宅密集地域における防災まちづくりに関する支援など、市の取組に対し機構のノウハウを活用した総合的な支援を行った。</p> <p>また平成 30 年 7 月豪雨においては応急仮設住宅建設支援要員や機構として初となるリエゾン要員として、平成 30 年北海道胆振東部地震においては宅地の技術的支援要員として職員を派遣することにより、速やかな復旧につながった。</p> <p>平成 30 年度には、今後の大規模災害へに備え、災害対応を専門とする訓令組織を設置し、外部との窓口の一元化することにより、平時及び発災時において速やかに情報収集や支援を行う体制を整備した。同室において地方公共団体等へのノウハウの提供や啓発活動といった取組を通じ、地方公共団体等の災害対応力や</p>	
--	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

						<p>災害に関する意識の向上に寄与した。</p> <p>以上のことから、平成30年度における所期の目標を達成するとともに、密集市街地における多様な支援メニューを活用した事業の促進及びこれまでの復興支援の経験を活かした熊本、糸魚川等における早期復興へ向けた技術的・人的支援等の積極的な実施を踏まえ、A評価とする。</p>
--	--	--	--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-4	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (5) 都市再生実現のための具体的取組手法		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報（再掲）								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）（再掲）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
市街地環境の整備、 都市機能更新、 高度化の推進 （計画値）	400ha 程度	—	300ha 程度	340ha 程度 （平成 26 年 度からの累計 値として 350ha 程度）	350ha 程度 （平成 26 年 度からの累計 値として 400ha 程度）	370ha 程度 （平成 26 年 度からの累計 値として 460ha 程度）	340ha 程度 （平成 26 年 度からの累計 値として 480ha 程度）	予算額（百万円）	1,618,601	99,190	108,053	114,042	122,906
市街地環境の整備、 都市機能更新、 高度化の推進 （実績値）	—	—	320ha	363ha	413ha	377ha	351ha	決算額（百万円）	1,507,038	134,121	53,496	61,106	190,848
達成率	—	—	107%	107%	118%	102%	103%	経常費用（百万円）	85,389	41,987	62,569	42,646	153,725
事業等実施地区数 （計画値）	100 地区程度	—	77 地区 程度	71 地区 程度	71 地区 程度	72 地区 程度	81 地区 程度	経常利益（百万円）	56,866	60,525	15,899	20,754	11,641
事業等実施地区数 （実績値）	—	—	70 地区	73 地区	76 地区	76 地区	87 地区	行政サービス実施 コスト（百万円）	—	▲53,525	▲109	▲10,976	▲11,406
達成率	—	—	91%	103%	107%	106%	107%	従事人員数（人）	544	556	566	601	693
事業等実施地区数 うち地方 （計画値）	10 地区程度	—	5 地区 程度	4 地区 程度	3 地区 程度	3 地区 程度	6 地区 程度						
事業等実施地区数 うち地方 （実績値）	—	—	5 地区	3 地区	4 地区	4 地区	6 地区						
達成率	—	—	100%	75%	133%	133%	100%						
事業等実施地区数 うち密集 （計画値）	10 地区程度	—	10 地区 程度	10 地区 程度	10 地区 程度*2	14 地区 程度	14 地区 程度						
事業等実施地区数	—	—	12 地区	10 地区	13 地区*2	14 地区	16 地区						

うち密集 (実績値)															
達成率	—	—	120%	100%	118%*2	100%	114%								
敷地供給面積 (計画値)	<u>40ha</u> 程度	—	<u>10ha</u> 程度	<u>5 ha</u> 程度	<u>4.4ha</u> 程度	<u>4.4ha</u> 程度	<u>8.4ha</u> 程度								
敷地供給面積 (実績値)	—	—	<u>17ha</u>	<u>5.3ha</u>	<u>5.2ha</u>	<u>4.4ha</u>	<u>8.4ha</u>								
達成率	—	—	170%	106%	118%	100%	100%								
関連公共施設地区 数 (計画値)	<u>8地区</u> 程度	—	<u>4地区</u> 程度	<u>6地区</u> 程度	<u>4地区</u> 程度	<u>3地区</u> 程度	<u>5地区</u> 程度								
関連公共施設地区 数 (実績値)	—	—	<u>6地区</u>	<u>5地区</u>	<u>4地区</u>	<u>3地区</u>	<u>4地区</u>								
達成率	—	—	150%	83%	100%	100%	80%								
都市公園等整備に よる効果 (計画値)	<u>約10万人の</u> <u>避難地</u>	—	<u>約1.5万人</u> <u>の避難地*1</u>	<u>約1.5万人</u> <u>の避難地</u>	<u>約1.3万人</u> <u>の避難地</u>	<u>約2.1万人</u> <u>の避難地</u>	<u>約0.4万人</u> <u>の避難地</u>								
都市公園等整備に よる効果 (実績値)	—	—	<u>約4.5万人</u> <u>の避難地*1</u>	<u>約1.9万人</u> <u>の避難地</u>	<u>約1.3万人</u> <u>の避難地</u>	<u>約2.8万人</u> <u>の避難地</u>	<u>約1.1万人</u> <u>の避難地</u>								
達成率	—	—	300%*1	127%	100%	133%	275%								

注) 主要なアウトプット情報 (アウトカム情報) のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報) については、次のとおり記載。平成26年度 ①予算額、決算額:勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益:各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度 ①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

\*1 年度計画値は0.4万人であるが、千葉市蘇我臨海地区(1.1万人の避難地)については、地方自治体からの要望により供用時期をH25年度からH26年度に変更したため。計画値としては1.1万人を加算した1.5万人として評価する。

\*2 年度計画値は10地区程度であるが、事業実施を想定できた1地区を加えて、11地区として自己評価する。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(5) 都市再生実現のための具体的な取組手法</b></p> <p>上記(1)から(4)までの政策目的に資する都市再生を実現するためには、まずは関係者間の権利調整や合意形成等のコーディネートにより、リスク低減を図りつつ、都市再生を推進するための端緒を開くことが必要となる。このため、機構においては、その公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施すること。</p> <p>併せて、コーディネート業務に関する効果の分析方法を検討し、都市再生におけるコーディネート業務の効果の把握に努め、より政策効果の高い都市再生の推進につなげること。</p> <p>また、事業実施段階においては、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、多様な民間連携手法を活用することで、民間支援を強化すること。民間事業者から要請があった場合には、共同出資による開発型SPCの適切な活用を図り、政策効果の高い都市再生を推進すること。更に地方公共団体や民間事業者との協力及び適切な役割分担を図るための取組を行うこと。</p>	<p><b>(5) 都市再生実現のための具体的な取組手法</b></p> <p>上記(1)から(4)までの政策的意義の高い都市再生を実現するため、次の取組を行う。</p> <p>事業の実施に当たっては、機構が実施する都市再生事業を「民間事業者が行う都市再生事業に対する支援」又は「地方公共団体が行うまちづくりに対する支援及び補完」のいずれかを目的とするものとして平成23年4月に策定した事業実施基準(以下「都市再生事業実施基準」という。)との適合検証を行う。検証結果は事業着手前に事業評価監視委員会の評価等を受けることとし、併せて、事業着手後に評価結果を公表することにより説明責任を果たす。</p> <p>中期目標期間中に、民間事業者や地方公共団体による都市再生事業を含む400ha程度の区域において、市街地環境の改善や都市機能の更新・高度化を推進する。</p>	<p><b>(5) 都市再生実現のための具体的な取組手法</b></p> <p>上記(1)から(4)までの政策的意義の高い都市再生を実現するため、次の取組を行う。</p> <p>事業の実施に当たっては、機構が実施する都市再生事業を「民間事業者が行う都市再生事業に対する支援」又は「地方公共団体が行うまちづくりに対する支援及び補完」のいずれかを目的とするものとして平成23年4月に策定した事業実施基準(以下「都市再生事業実施基準」という。)との適合検証を行う。検証結果は事業着手前に事業評価監視委員会の評価等を受けることとし、併せて、事業着手後に評価結果を公表することにより説明責任を果たす。</p> <p>平成30年度中に、民間事業者や地方公共団体による都市再生事業を含む340ha(前年度からの継続事業を含む。平成29年度までに完了した約140haを含めると、中期目標期間累計で480ha)程度の区域において、市街地環境の改善や都市機能の更新・高度化を推進する。</p>	<p>(※再掲)</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地環境の整備や都市機能更新・高度化を推進する区域(340ha程度)</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業等実施地区数 81地区程度</li> <li>うち地方6地区程度</li> <li>うち密集14地区程度</li> <li>敷地供給面積 8.4ha程度</li> <li>関連公共施設地区数 5地区程度</li> <li>都市公園等整備による効果 約0.4万人の避難地</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度化を推進する区域(351ha)</li> </ul> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業等実施地区数 87地区</li> <li>うち地方6地区</li> <li>うち密集16地区</li> <li>敷地供給面積 8.4ha</li> <li>関連公共施設地区数 4地区</li> <li>都市公園等整備による効果 約1.1万人の避難地</li> </ul>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：－</p> <p>(5)は上記(1)から(4)までの手法に関するものなので、評定については(1)～(4)の各欄において言及している。</p>	<p>評定</p>
	<p><b>① 都市再生を推進するためのコーディネートの実施</b></p> <p>事業化を推進するため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、基本構想の立案、事業スキームの検討、事業計画の策定や関係者</p>	<p><b>① 都市再生を推進するためのコーディネートの実施</b></p> <p>事業化を推進するため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、基本構想の立案、事業スキームの検討、事業計画の策定や関係者</p>		<p>事業化を推進するため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、コーディネート業務に努め、155地区において実施した(うち新規は28地区)。</p> <p>うち、地方都市におけるコンパクト</p>		

	<p>間の段階的な合意形成等のコーディネートに取り組む。</p> <p>併せて、コーディネート業務に関する効果の分析方法を検討し、都市再生におけるコーディネート業務の効果の把握に努め、より政策効果の高い都市再生の推進につなげる。</p>	<p>間の段階的な合意形成等のコーディネートに取り組む。</p> <p>また、国土交通省及び内閣府が選定する「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市に対し、重点的に支援を行う。</p> <p>併せて、コーディネート業務に関する効果の分析方法を検討し、都市再生におけるコーディネート業務の効果の把握に努め、より政策効果の高い都市再生の推進につなげる。</p>		<p>シティ実現等の地域活性化に資するものとしては、53 地区（再掲）、防災性向上による安全・安心なまちづくりに資するものとして36 地区（再掲）でコーディネートを実施した。</p> <p>当該コーディネート業務により、平成 30 年度に事業化に至ったものは、「福山市伏見町 2・3 番地区（広島県福山市）」等 15 地区（機構事業化 12 地区、民間事業化 3 地区）、事業化に向けた一定の熟度に達した地区は 2 地区（機構事業化を想定 2 地区）であった。その他、地元のまちづくり計画の策定に至ったものが 4 地区であった。</p> <p>国土交通省及び内閣府による「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市（32 都市）のうち、機構によるコーディネート希望した 13 都市について、都市機能の集約化と官民連携によるまちづくりに向けたコーディネートを実施した。「むつ市中心市街地地区（青森県むつ市）」においては、市庁内 8 部署及び機構による集中検討会を実施し、地域の特性や現状の課題を踏まえた将来のまちづくりビジョンを市庁内横断的に共有するとともに、関係部署の連携を図り、今後のまちづくり活動の具体化を促進した。また、地方再生パートナー制度により、4 都市と、地方公共団体が抱えるまちづくり上の課題等について意見交換等を行った（再掲）。</p> <p>あわせて、コーディネート業務に関する効果の分析方法について、地区の特性に応じて必要となる視点やプロセスの抽出検討を行うとともに、複数の分析方法を比較考量の上、効果分析方法の設定を行い、具体地区により妥当性の検証を行った。</p>		
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

	<p><b>② 都市再生を推進するための事業制度の活用</b></p> <p>市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業、土地有効利用事業、住宅市街地総合整備事業、民間供給支援型賃貸住宅制度、防災公園街区整備事業等の各種事業制度の活用や市街地再開発事業、都市公園整備事業等の施行受託等を実施する。</p> <p>また、事業実施地区のうち、関連公共施設の整備がなされないことが都市再生の隘路になっている地区において、道路、公園、下水道等の関連公共施設の整備を実施し、本体事業の進捗に合わせて完成させる。</p>	<p><b>② 都市再生を推進するための事業制度の活用</b></p> <p>市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業、土地有効利用事業、住宅市街地総合整備事業、民間供給支援型賃貸住宅制度、防災公園街区整備事業等の各種事業制度の活用や市街地再開発事業、都市公園整備事業等の施行受託等を実施する。</p> <p>また、事業実施地区のうち、道路、公園、下水道、交通インフラ（鉄道施設、バスターミナル、鉄道駅周辺施設）等の関連公共施設の整備がなされないことが都市再生の隘路になっている地区において、当該施設の整備を実施し、本体事業の進捗に合わせて完成させる。</p>		<p>都市再生事業を推進するにあたっては、各種事業制度等を活用し、計 87 地区で事業を実施した。</p> <p>民間事業者等への敷地供給については、約 8.4ha の供給を行った。</p> <p>また、関連公共施設整備については、4 地区で整備を実施した。</p> <p>主な業務実績としては、「九大箱崎南地区（福岡県福岡市東区）」において、地区整備に伴う基盤整備とあわせ広域インフラネットワーク形成に寄与するものとして幹線街路 2 路線と主要な公共下水道管渠の整備を開始した。</p>	
	<p>(参考)</p> <p>別表の予算等において、中期目標期間中に 100 地区程度（うち地方都市等のコンパクトシティ推進等による地域活性化に資するものは 10 地区程度、密集市街地の整備改善に資するものは 10 地区程度）事業等を実施するとともに、40ha 程度の敷地を供給することを、また 8 地区程度において関連公共施設の整備を行うことを想定している。</p> <p>特に防災性の向上のために、災害時に約 10 万人収容可能な避難地等として機能する防災公園等を整備することを想定している。</p>	<p>(参考)</p> <p>別表の予算等において、平成 30 年度中に 81 地区程度（うち地方都市等のコンパクトシティ推進等による地域活性化に資するものは 6 地区程度、密集市街地の整備改善に資するものは 14 地区程度）事業等を実施するとともに、8.4ha 程度の敷地を供給することを、また 5 地区程度において関連公共施設の整備を行うことを想定している。</p> <p>特に防災性の向上のために、災害時に約 0.4 万人収容可能な避難地等として機能する防災公園等を整備することを想定している。</p>			
	<p><b>③ 民間事業者のニーズを汲み取った事業構築と民間連携手法の多様化による事業支援の推進</b></p> <p>民間連携を強化するため、民間事業者との意見交換を定期的かつ適時に行い、そのニーズ・意向等の把握を行う。</p> <p>事業実施の各段階においては、民</p>	<p><b>③ 民間事業者のニーズを汲み取った事業構築と民間連携手法の多様化による事業支援の推進</b></p> <p>民間連携を強化するため、民間事業者との意見交換を定期的かつ適時に行い、そのニーズ・意向等の把握を行う。</p> <p>事業実施の各段階においては、民</p>		<p>民間連携を強化するために、民間事業者等との意見交換を 145 回行い、そのニーズ・意向等の把握に努めた。</p> <p>機構が実施する市街地再開発事業について、「長岡市大手通坂之上町地区（新潟県長岡市）」において、特定事業参加者制度を、「虎ノ門二丁目地区（東京都港区）」において、特定業務代行方</p>	

	<p>間との連携手法の多様化により、民間のニーズに応えた事業支援を推進する。機構が実施する市街地再開発事業においては、特定事業参加者制度、特定建築者制度及び特定業務代行方式の三手法を活用することにより、民間事業者を事業に誘導する。民間事業者から要請があった場合には、共同出資による開発型SPCの適切な活用を図り、政策効果の高い都市再生を推進する。</p>	<p>間との連携手法の多様化により、民間のニーズに応えた事業支援を推進する。機構が実施する市街地再開発事業においては、特定事業参加者制度、特定建築者制度及び特定業務代行方式の三手法を活用することにより、民間事業者を事業に誘導する。民間事業者から要請があった場合には、共同出資による開発型SPCの適切な活用を図り、政策効果の高い都市再生を推進する。</p>		<p>式をそれぞれ活用し、民間事業者の参画を図った（再掲）。</p>		
	<p>(参考)  中期目標期間中に、民間事業者や地方公共団体による都市再生事業を含む400ha程度の区域において、市街地環境の改善や都市機能の更新・高度化を推進する。(再掲)  これにより、中期目標期間以降も含めて将来的に見込まれる民間建築投資の誘発効果として1兆8,000億円規模、経済波及効果として3兆6,000億円規模を推定している。</p>					

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-5	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (6) 都市開発の海外展開支援		
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）（再掲）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
								予算額（百万円）	—	—	—	—	122,906
								決算額（百万円）	—	—	—	—	190,848
								経常費用（百万円）	—	—	—	—	153,725
								経常利益（百万円）	—	—	—	—	11,641
								行政サービス実施 コスト（百万円）	—	—	—	—	▲11,406
								従事人員数（人）	—	—	—	—	23

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成26年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>(6)都市開発の海外展開支援</b></p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、民間事業者単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープラン策定を行うなど、海外の都市開発事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査、調整及び技術の提供を行うこと。</p>	<p><b>(6)都市開発の海外展開支援</b></p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進に取り組む。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの取組に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進する。</p>	<p><b>(6)都市開発の海外展開支援</b></p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号)第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進に取り組む。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの取組に当たっては、アジア新興国等のインフラ・都市開発需要の増大に的確に対応し、機構がこれまで蓄積してきた都市開発及び住宅整備のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者並びに独立行政法人国際協力機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構等の関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市開発の海外展開支援に必要な技術等の支援を行っているか。</li> <li>・業務運営の透明性の確保を図る取組を適切に実施しているか。</li> </ul>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行を受け、我が国事業者の海外での都市開発案件等の獲得に向けて、相手国政府、関係機関、国内外企業等との連携体制を構築した。</p> <p>その結果、西シドニー新空港周辺エリア等(オーストラリア)における開発支援に係る覚書の交換、天津市内(中国)の開発に係る覚書の交換及びマスタープラン見直しに係る助言に関する受託契約の締結等に至った。</p> <p>また、調査受託に基づき、カムラプール駅周辺地区(バングラデシュ)に関するマスタープラン案の策定支援、デルタマスシティ(インドネシア)における開発コンセプト及びマスタープラン案の策定支援、バンサー駅周辺地区(タイ)における独立行政法人国際協力機構(JICA)による調査へのアドバイザーとしての参画によるマスタープランへの助言を実施した。</p> <p>その他、海外エコシティプロジェクト協議会の事務局運営を通じて、ワーキンググループでの案件検討の支援、各国の都市開発案件に係るセミナーの開催、雄安新区(中国)に関する提案の河北省長への提示等を進めた。</p> <p>人的支援に関しては、JICA長期専門家としての技術職員の派遣に加え、JICA本部及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構へも職員を引き続き派遣し、両機関との連携の強化及び人材育成を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：B</p> <p>海外展開支援に関しては、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行を受け、我が国事業者の海外での都市開発案件等の獲得に向けた官民の連携体制を構築した。</p> <p>その結果、オーストラリア、中国、バングラデシュ、インドネシア、タイ等の各地区において、開発支援に係る覚書交換やマスタープランの策定支援等を実現できた。また、海外エコシティプロジェクト協議会事務局の運営を通じた、政府、政府関係機関、民間企業との連携体制の構築、各種の技術支援及び人的支援を実施した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	<p>評定</p>